

◎佐賀県条例第38号

佐賀県国民健康保険運営協議会条例

(設置)

第1条 平成30年度以降の県の国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、佐賀県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者を代表する委員 3人
 - (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第64条に規定する保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
 - (3) 公益を代表する委員 3人
 - (4) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）附則第10条第1項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員 2人
- 2 委員は、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、第1項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、佐賀県健康福祉部において処理する。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。